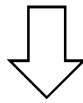


【令和3年度の改正について】

【令和2年度軽減判定所得】

均等割額 53,847円	保険料額	軽減判定所得(世帯主+被保険者の所得で判定)
7.75割軽減	12,115円 (41,732円減)	33万円以下
7割軽減	16,154円 (37,693円減)	
5割軽減	26,923円 (26,924円減)	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割軽減	43,077円 (10,770円減)	33万円+(52万円×被保険者数)以下



【令和3年度軽減判定所得】

均等割額 53,847円	保険料額	軽減判定所得(世帯主+被保険者の所得で判定)
7割軽減	16,154円 (37,693円減)	43万円以下
5割軽減	26,923円 (26,924円減)	43万円+(28.5万円×被保険者数)以下
2割軽減	43,077円 (10,770円減)	43万円+(52万円×被保険者数)以下

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

なお、以下のいずれかの条件を満たす方を、年金・給与所得者の数としてカウントします。

- ・給与専従者収入額を減算後の給与収入額が55万円を超える
- ・令和3年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える
- ・令和3年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える

【令和2年度の保険料の決まり方】

均等割額	+	所得割額	=	一人当たり 保険料額
53,847		(前年所得-基礎控除額33万円)×10.48%		上限額64万円



【令和3年度の保険料の決まり方】

均等割額	+	所得割額	=	一人当たり 保険料額
53,847		(前年所得-基礎控除額43万円※)×10.48%		上限額64万円

※合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。